

議案第78号

北上市立学校条例の一部を改正する条例

北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
第4条 市立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北上市立黒沢尻幼稚園</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>北上市立更木幼稚園</u></td><td><u>北上市更木12地割61番地</u></td></tr><tr><td>北上市立江釣子幼稚園</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	北上市立黒沢尻幼稚園	[略]	<u>北上市立更木幼稚園</u>	<u>北上市更木12地割61番地</u>	北上市立江釣子幼稚園	[略]	[略]		第4条 市立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北上市立黒沢尻幼稚園</td><td>[略]</td></tr><tr><td>北上市立江釣子幼稚園</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	北上市立黒沢尻幼稚園	[略]	北上市立江釣子幼稚園	[略]	[略]	
名称	位置																		
北上市立黒沢尻幼稚園	[略]																		
<u>北上市立更木幼稚園</u>	<u>北上市更木12地割61番地</u>																		
北上市立江釣子幼稚園	[略]																		
[略]																			
名称	位置																		
北上市立黒沢尻幼稚園	[略]																		
北上市立江釣子幼稚園	[略]																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月23日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

園児数の減少により、幼稚園の教育目的を達成できないことから、北上市立更木幼稚園を廃止しようとするものである。